

池田山フライトエリア利用規約	
利用資格について	1 公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟またはNPO法人日本パラグライダー協会の会員で、技能証がパイロット以上である者 ※練習生は所属スクールインストラクター同項であること
	2 上記、各団体の会員証が有効期限内であること
	3 池田山スカイスポーツ協議会（以下「ISSC」という。）の団体に加入していること（ビジターも同様）
	4 各団体から池田町役場、安全管理委員会へ利用届を提出して受理された者であること（ビジターも同様）
基礎技術の維持	1 練習場での立上げ及び頭上安定から離陸練習等の実施
	2 飛行中の旋回などの技術練習
	3 着陸アプローチの考察と練習
	4 パラシュートやツリーランセット（レスキューセット）の使用方法を毎年確認
基礎知識の維持	1 気象学 飛行に適した気象条件を把握
機材について	1 緊急パラシュートは有資格者により6ヶ月以内にリパックされたものを装備すること
	2 ヘルメットを着用し、ツリーランセット（レスキューセット）を携行すること
	3 無線器（デジタル簡易）を携帯しエリア共通無線の受信・送信できること（チャンネルはエリアルールに掲載）
	4 グライダー、無人飛行機、全ての装備等は常に点検し、不備がある場合は飛行しないこと
	5 全ての装備に忘れや不備がある場合は飛行しないこと
飛行前会議	1 飛行当日に会議（ブリーフィング）を実施し、気象条件等を把握する
	2 飛行条件の変化など必要事項は常に連絡を取り合い修正する
飛行前チェックについて	1 飛行前に必ず、クロスチェックを行うこと
	2 最後に飛び立つフライヤーは無線を利用してクロスチェックを行うこと
健康に配慮	1 20m程度を走る事が可能である
	2 「飛行時のセットアップを忘れた」などが見受けられる場合は飛行禁止
	3 医師などからスポーツの制限を受けていない事

<p>アクシデント</p>	<p>1 アクシデントが発生した場合、団体が書面を作成し、ISSCから池田町役場、安全管理委員会に報告すること</p> <p>2 第三者への損害は誠意を持って全てを弁済する事。(怪我、耕作物、建物、車等)</p> <p>3 アクシデントを起こした者は団体内で再教育を行い、書面をISSCから安全管理委員会に報告すること</p>
<p>禁止事項</p>	<p>1 指定地及び許可地以外への着陸を禁止する。但し安全を優先した判断でやむを得ず着陸する場合はこの限りではない。なお、事後において協議会で調査をおこなうこと</p> <p>2 単独飛行の禁止(単独の方は他の団体と一緒に行動し、緊急連絡先等を事前に知らせておくこと)</p> <p>3 民家など建物の上空は極力飛行しない(LD駐車場及び電線、民家上空では高度処理やファイナルターンなどの低空飛行は禁止とする)</p> <p>4 強風時や強い上昇風などの危険と判断される状況の場合は、飛行を禁止とする</p> <p>5 池田温泉の中心部より半径500m(シリンダー)は飛行を禁止する</p> <p>6 タンデム飛行の禁止(スクーリングの為に上級タンデム証所有者が行うタンデムは可能とする)</p>
<p>罰則規定</p>	<p>1 アクシデントにおいて、技術的なミスが原因となる場合は池田山スカイスポーツ協議会内で検討してスキルアッププログラムを作成し履行練習するものとする。それ以外については、池田フライト安全管理委員会で検討し裁定する。いずれの場合も決定までの間は利用を自粛すること。</p> <p>2 アクシデントの無報告団体は事実の隠匿・隠蔽とみなし今後一切の飛行禁止とする</p>
<p>飛行届</p>	<p>1 飛行前・飛行後に入山・下山を池田町役場へWebから報告すること</p> <p>2 1 day利用料は各団体が1ヶ月毎にまとめて池田町役場へ支払うこと</p>
<p>スクール</p>	<p>インストラクターの管理・監督下で、練習生が飛行可 ※利用規約等に例外は無い</p>
<p>保険</p>	<p>第三者賠償責任保険1億円程度及び自身の傷害保険に加入する事</p> <p>※同等の財力・資産力がある場合は保険の加入は免除する。</p>

アクシデント報告が必要な事象一覧

飛行等	1 指定地及び許可地以外への着陸 ※休耕田、河川敷を含め例外は無い
	2 山に墜落又は引っかかる（通称山チン）
	3 その他の墜落、激突、パラシュート使用等
負傷	1 捻挫・骨折・圧迫骨折・強度の打撲、靭帯損傷等
第三者損害	1 第三者との接触や負傷及びその可能性がある場合（人・怪我の有無にかかわらず）
	2 第三者への器物破損やその可能性がある場合（民家・車・電線等）

除名となる事項

利用禁止期間	1 利用禁止の際に原因究明、改善、基礎の再勉強等を一切行わない団体は除名とする
第三者	1 第三者賠償を行わない団体は除名とする
犯罪等	1 犯罪等を行なった者は除名とする。（個人であり団体では無い）
	1 公序良俗に反する行為を行った者は除名とする。

私は、池田山フライトエリアを利用するに当たり、上記事項を遵守することを誓約します。

令和 年 月 日 氏名（署名）